

平成30年度に係る行政監査の結果に対する措置状況（知事部局）

監査テーマ 「物品の取得、管理及び活用状況等について」

監査の結果に基づき講じた措置

(2) 物品の取得等に係る事務手続の状況について	
是正又は改善を要する事項	左 に対する 措 置
イ 問題点	
(イ) 廃棄の決定を行っていないもの	
<p>不用品を廃棄しようとするときは、物品不用決定書により、廃棄の決定をしなければならないが、これを行っていないものが3部局において、10点あった。</p>	<p>廃棄の決定を行っていないものについては、廃棄決定を行いました。 今後、不用物品の廃棄決定に際しては、財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>

(3) 物品の管理等の状況について	
是正又は改善を要する事項	左 に対する 措 置
イ 問題点	
(ア) 物品の所在が確認できないもの	
<p>物品の所在が確認できないものが3部局において、12点、7,522万2,125円あった。</p>	<p>所在が確認できないとされた物品については、物品不用決定の手続きを行い是正処理しました。 今後は、物品の所在不明等の再発防止のため、現物との突合点検を確実に実施します。</p>
(イ) 指定物品の報告をしていないもの	
<p>指定物品は、毎会計年度の終了後、指定物品現在高報告書を作成し、5月31日までに、会計管理者に提出しなければならないとされており、システムにより、備品の管理を行っている部局については、指定物品の異動情報等の確認登録を行うことによって、指定物品現在高報告書の提出に代えることができることとなっている。 指定物品を取得したにもかかわらず、会計管理者に報告をしていないものは、30部局において、67点、2億6,963万2,854円あった。</p>	<p>会計管理者に指定物品の報告をしていない物品については、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。 今後の物品の取扱に際しては、関係法令等を遵守し、物品の異動があった場合の事務処理や現物との突合点検を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
(ロ) 物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものなど	
<p>指定物品を管理換や売払い、廃棄等の処分により保有していないにもかかわらず、現存するものとして会計管理者に報告しているものが36部局において、234点、16億1,391万6,314円あった。 また、指定物品以外の備品においても、現存するものとしてシステムに登録しているものが1部局において、7点、834万230円あった。</p>	<p>物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものについては、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。 今後の物品の取扱に際しては、関係法令等を遵守し、物品の異動があった場合の事務処理や現物との突合点検を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>

(オ) 物品の一部を処分又は追加しセット管理しているが、指定物品の現在高を変更していないものなど	
<p>セット管理している指定物品の内訳に増減があったときは、指定物品現在高報告書において、増減額を報告し現在高を変更することとされているが、これを行っていないものが22部局において、36点、1億6,163万862円の物品についてあった。</p> <p>なお、セット内訳の取得価格等を記録していないことから、処分・追加後の取得価格等が不明となっているものがあった。</p> <p>また、指定物品以外の備品においても、取得価格等が整理されていないものが1部局において、1点、118万円の物品についてあった。</p>	<p>物品の一部を処分又は追加しセット管理しているが、指定物品の現在高を変更していないものについては、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。</p> <p>今後の物品の取扱に際しては、関係法令等を遵守し、物品の異動があった場合の事務処理や現物との突合点検を確実にを行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
(カ) 指定物品の取得価格等を誤って報告しているもの	
<p>指定物品の取得価格等について、過大に報告しているものが7部局において、147点、7億6,513万4,395円、過少に報告しているものが6部局において、480点、4億3,743万159円あった。</p>	<p>指定物品の取得価格等を誤って報告しているものについては、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。</p> <p>今後の物品の取扱に際しては、関係法令等を遵守し、物品の異動があった場合の事務処理や現物との突合点検を確実にを行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
(キ) 指定物品の対象とならない備品を報告しているもの	
<p>指定物品の対象とならない備品を、指定物品として報告しているものが4部局において、24点、3,229万2,800円あった。</p>	<p>指定物品の対象とならない備品を報告しているものについては、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。</p> <p>今後の物品の取扱に際しては、関係法令や購入物品の管理方法等を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>

平成30年度に係る行政監査の結果に対する措置状況（教育庁）

監査テーマ 「物品の取得、管理及び活用状況等について」

監査の結果に基づき講じた措置

(2) 物品の取得等に係る事務手続の状況について	
是正又は改善を要する事項	左 に 対 する 措 置
イ 問題点	
(7) 管理換の決定を行っていないもの	
<p>物品管理者が管理する物品を、他の物品管理者の所属に移し換えるときは、物品管理換決定書により、管理換の決定をしなければならないが、これを行っていないものが1部局において、1点あった。</p> <p>(根室教育局)</p>	<p>管理換の決定を行っていないものについては、管理換決定を行いました。</p> <p>今後、物品の管理換に当たっては、関係法令等を遵守し、物品の異動があった場合の事務処理や各所属での物品と帳簿等の突合点検を確実に実施するなど、適正な事務処理に努めます。</p>

(3) 物品の管理等の状況について	
是正又は改善を要する事項	左 に 対 する 措 置
イ 問題点	
(9) 指定物品の報告をしていないもの	
<p>指定物品は、毎会計年度の終了後、指定物品現在高報告書を作成し、5月31日までに、会計管理者に提出しなければならないとされており、システムにより、備品の管理等を行っている部局については、指定物品の異動情報等の確認登録を行うことによって、指定物品現在高報告書の提出に代えることができることとなっている。</p> <p>指定物品を取得したにもかかわらず、会計管理者に報告をしていないものは、30部局において、67点、2億6,963万2,854円あった。</p> <p>(芦別高等学校、砂川高等学校、美唄養護学校、石狩教育局、札幌北高等学校、札幌東陵高等学校、札幌真栄高等学校、札幌白陵高等学校、北広島西高等学校、岩内高等学校、室蘭東翔高等学校、平取養護学校、函館水産高等学校、八雲高等学校、留萌高等学校、稚内高等学校、遠軽高等学校、清水高等学校、帯広工業高等学校、釧路商業高等学校、根室教育局、根室高等学校)</p>	<p>会計管理者に指定物品の報告をしていないものについては、一部の処分等により指定物品に該当しなくなったもの、模型に分類を変更したもの及び廃棄したものを除き、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。</p> <p>今後、指定物品を取得したときは、関係法令等を遵守し、システムの修正登録を行うとともに、物品と帳簿等の突合点検を確実に実施するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
(I) 物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものなど	
<p>指定物品を管理換や売払い、廃棄等の処分により保有していないにもかかわらず、現存するものとして会計管理者に報告しているものが36部局において、234点、16億1,391万6,314円あった。</p> <p>(岩見沢農業高等学校、石狩教育局、高等聾学校、函館商業高等学校、七飯養護学校、名寄産業高等学校、留萌高等学校、北見商業高等学校、標</p>	<p>物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものについては、指定物品現在高報告書によりシステムの修正登録等を行い、是正処理しました。</p> <p>今後、指定物品の管理換や廃棄等に当たっては、関係法令等を遵守し、システムの修正登録を行うとともに、物品と帳</p>

<p>茶高等学校、根室教育局、別海高等学校)</p>	<p>簿等の突合点検を確実に実施するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 物品の一部を処分又は追加しセット管理しているが、指定物品の現在高を変更していないものなど</p>	
<p>セット管理している指定物品の内訳に増減があったときは、指定物品現在高報告書において、増減額を報告し現在高を変更することとされているが、これを行っていないものが22部局において、36点、1億6,163万862円の物品についてあった。 なお、セット内訳の取得価格等を記録していないことから、処分・追加後の取得価格等が不明となっているものがあった。 また、指定物品以外の備品においても、取得価格等が整理されていないものが1部局において、1点、118万円の物品についてあった。</p> <p>(札幌国際情報高等学校、小樽商業高等学校、寿都高等学校、伊達高等学校、苫小牧総合経済高等学校、八雲高等学校、七飯養護学校、檜山北高等学校、旭川南高等学校、旭川農業高等学校、士別翔雲高等学校、苫前商業高等学校、羽幌高等学校、帯広工業高等学校、上士幌高等学校、芽室高等学校、帯広盲学校、中札内高等養護学校、根室西高等学校、芽室高等学校)</p>	<p>物品の一部を処分又は追加しセット管理しているが、指定物品の現在高を変更していないものなどについては、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。 今後、セット管理している物品の一部を処分等したときは、関係法令等を遵守し、システムの修正登録を行うとともに、物品と帳簿等の突合点検を確実に実施するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 指定物品の取得価格等を誤って報告しているもの</p>	
<p>指定物品の取得価格等について、過大に報告しているものが7部局において、147点、7億6,513万4,395円、過少に報告しているものが6部局において、480点、4億3,743万159円あった。</p> <p>(岩見沢農業高等学校、鷹栖養護学校、北見柏陽高等学校、芦別高等学校、野幌高等学校)</p>	<p>指定物品の取得価格等を誤って報告しているものについては、システムの修正登録等を行い、是正処理しました。 今後、指定物品現在高報告書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、正しい取得価格の把握を確実に実施するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 備品をシステムに登録していないもの</p>	
<p>備品を取得したときは、システムに登録しなければならぬが、これを行っていないものが1部局において、1点、100万円あった。</p> <p>(十勝教育局)</p>	<p>備品をシステムに登録していないものについては、システムの修正登録等を行い是正処理しました。 今後、備品を取得したときは、関係法令等を遵守し、システムの修正登録を行うとともに、物品と帳簿等の突合点検を確実に実施するなど、適正な事務処理に努めます。</p>

平成30年度（2018年度）行政監査結果に係る措置（警察部局）

監査テーマ 「物品の取得、管理及び活用状況等について」

監査の結果に基づき講じた措置

(2) 物品の取得等に係る事務手続の状況について	
是正又は改善を要する事項	左に対する措置
イ 問題点	
(イ) 廃棄の決定を行っていないもの	
不用品を廃棄しようとするときは、物品不用決定書により、廃棄の決定をしなければならないが、これを行っていないものが3部局において、10点あった。 (警察部局) <ul style="list-style-type: none">・ 警察本部・ ヘリコプターテレビシステム・ 取得価格等 ～ 1点、160,343,418円	廃棄の決定を行っていないものについては、廃棄決定を行いました。 今後、不用物品の廃棄に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務に努めます。

(3) 物品の管理等の状況について	
是正又は改善を要する事項	左に対する措置
ウ 問題点	
(イ) 物品の一部を紛失しているもの	
<p>物品を構成する付属品の一部を紛失しているものが1部局において、1点、258万3,000円の物品についてあった。</p> <p>(警察部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白石警察署 ・ 可搬式速度測定装置 ・ 取得価格等 ～ 1点、2,583,000円 	<p>物品を構成する付属品の亡失にあつては、事故報告書等による事務手続を行いました。また、当該物品にあつては、他の減耗更新をした同一機種 of 付属品を利用し、物品の再活用を行いました。</p> <p>今後、物品の管理に当たっては、亡失することがないように、保管状況の確認を徹底するなど、再発防止に努めます。</p>
(イ) 物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものなど	
<p>指定物品を管理換や売払い、廃棄等の処分により保有していないにもかかわらず、現存するものとして会計管理者に報告しているものが36部局において、234点、16億1,391万6,314円あった。</p> <p>また、指定物品以外の備品においても、現存するものとしてシステムに登録しているものが1部局において、7点、834万230円あった。</p> <p>(警察部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事例1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部 ・ ヘリコプターテレビシステム ・ 取得価格等 ～ 1点、160,343,418円 ○ 事例2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路方面本部 ・ ビデオプロジェクター 他 ・ 取得価格等 ～ 5点、23,720,400円 	<p>物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものについては、システムの修正登録を行い、指定物品現在高報告書により、適正に報告(減)をしました。</p> <p>今後、物品の廃棄に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務に努めます。</p>
(キ) 指定物品の対象とならない備品を報告しているもの	
<p>指定物品の対象とならない備品を、指定物品として報告しているものが4部局において、24点、3,229万2,800円あった。</p> <p>(警察部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部 ・ CRT運転適正検査器 他 ・ 取得価格等 ～ 15点、25,860,800円 (非該当 ～ 借入物品) 	<p>指定物品の対象とならない備品を報告しているものについては、システムの修正登録を行い、指定物品現在高報告書により、適正に報告(減)をしました。</p> <p>今後、指定物品の報告に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務に努めます。</p>